



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

## ～ 現金を宅配便で送る？ ～

相談は  
こちらへ…

役場消費生活相談窓口(町民課内)  
TEL 0796・36・1941 (直通)

たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

### 【事例】

「A社の販売する社債の案内封筒が届いてないか」とB社から電話があった。「個人しか買えない社債で、大変価値がある。代金はこちらから振り込むので申し込んでほしい」と言われ、B社に代わってFAXで申し込んだ。

翌日、A社からの電話で「B社から社債分の代金が振り込まれたが、申込者のあなたからではないため、金融担当庁から指摘され、口座が凍結された。名義貸しは問題。このままだとあなたは刑務所行きだ。それが嫌なら、早急に社債の代金1,000万円を宅配便で送れ」と言われ、恐くなって指示された住所に送った。

だまされているのではないか。

### 【ひとことアドバイス】

◇実はA社とB社は同一の会社ですが、別会社だと偽って社債の購入契約をさせようとする買え買え詐欺(劇場型勧誘)です。



◇送り伝票に「衣類」「雑誌」などと記載させ、他の商品と装わせて宅配便で現金を送金させる手口です。

◇宅配便で送金すると証拠が残らず、お金を取り戻すのが非常に困難です。

◇名義貸しは違法です。名前を貸しただけではなく、自分自身が契約当事者になって購入をすることになりますので、きっぱりと断りましょう。